

◆条例（素案）の作成にあたり参考とする他市町の人権条例

自治体名		香川県丸亀市	宮崎県木城町	長野県安曇野市	兵庫県明石市	兵庫県加西市	千葉県流山市	東京都渋谷区	神奈川県相模原市
条例名称		人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例 (全11条)	多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例 (全9条)	多様性を尊重し合う共生社会づくり条例 (全16条)	すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例 (全20条)	加西市人権尊重のまちづくり条例 (全11条)	多様性を尊重する社会の推進に関する条例 (全8条)	渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例 (全29条)	相模原市人権尊重のまちづくり条例 (全34条)
制定年		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 4 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 6 年
前文		有	-	有	有	有	有	有	有
目的、趣旨		1条	1条	1条	1条	1条	1条	1条	1条
定義		2条	3条	2条	2条	2条	2条	2条	2条
基本理念、基本原則		3条	2条	3条	3条	3条	3条	3条	3条
差別、暴力、権利侵害の禁止・解消		4条	7条	8条	8条	4条	4条	7条、26条	12条
使命、責務、役割	市・町	5条	4条	4条	4条	5条	5条	4条	5条
	市民・町民	6条	5条	5条	5条	6条	7条	5条	6条
	事業者	7条	-	6条	6条	7条	-	6条	6条
相談体制		-	-	-	14条	-	-	-	9条
教育		8条	6条	-	12条	-	-	10条	8条
啓発		8条	-	-	-	-	-	10条	8条
指針		-	-	-	-	8条	-	-	7条
審議会		-	-	12～15条	-	10条	-	27条	29～31条
委任期間		-	-	13条	-	-	-	-	34条